

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チームの 議論の状況について（第18回、第19回開催分）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第18回、第19回の開催経過

No	開催日	内容	ページ番号
1	第18回 令和2年10月21日（水）	施設入所支援に係る報酬・基準について	2
2		生活介護・施設入所支援の共通事項について	4
3		生活介護に係る報酬・基準について	7
4		療養介護に係る報酬・基準について	10
5		短期入所に係る報酬・基準について	13
6	第19回 令和2年10月30日（金）	計画相談支援、障害児相談支援に係る報酬・基準について	16
7		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について	24
8		ピアサポートの専門性の評価について	31

# 施設入所支援に係る報酬・基準について

## 施設入所支援に係る論点

論点 口腔衛生管理、摂食・嚥下機能支援の充実

# 【論点】 口腔衛生管理、摂食・嚥下機能支援の充実

## 現状・課題

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、
  - ・ 口腔の健康が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であること
  - ・ 食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要であること等が指摘されていることから、口腔衛生管理及び摂食・嚥下等の口腔機能の維持等の取組を推進することが重要である。
- 現状では、口腔衛生管理に着目した評価は行っていないが、
  - ・ 「障害者基本計画（第4次）」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、障害者支援施設等における定期的な歯科検診の実施率の目標値を90%（令和4年度）と設定していること
  - ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「（略）歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。」とされていることから、障害福祉サービスの中でも対応を進めていくことが必要。

## 論 点

- 口腔衛生管理に係る取組を推進するため、具体的な対応について評価を行う必要があるか。
- 経口移行や経口維持の取組を推進するため、どのような対応が考えられるか。

## 検討の方向性

- 介護保険における対応状況を参考に、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う仕組みを創設してはどうか。
- 経口移行加算及び経口維持加算については、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、介護保険における対応状況を参考に、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価してはどうか。

# 生活介護と施設入所支援に共通する報酬・基準について

## 共通事項に係る論点

論点 重度障害者支援加算の見直しについて

- ・ 障害者支援施設が実施する生活介護に通所する利用者への支援
- ・ 利用開始時の評価

# 【論点】 重度障害者支援加算の見直しについて（1）

## 現状・課題

- 平成30年度報酬改定においては、生活介護でも重度障害者支援加算を創設。
  - 生活介護の重度障害者支援加算と施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）（※）は、
    - ・ 行動障害のある利用者に対して支援計画を作成する体制評価部分
    - ・ 行動障害のある利用者に対する個別支援評価部分で構成しており、個別支援評価部分については、配置基準に規定される人員等に加えて、強度行動障害支援者養成研修修了者を配置した場合に算定可能となっている。
- （※）本資料において、「重度障害者支援加算」という。

### <障害者支援施設が実施する生活介護に通所する利用者への支援>

- 障害者支援施設では、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるように支援計画を策定することを前提に、施設入所支援で重度障害者支援加算を算定可能としているため、生活介護の重度障害者支援加算においては、障害者支援施設が行う生活介護を対象外としている。
- その結果、障害者支援施設が実施する生活介護を通所で利用している方に対して支援を行ったとしても、評価する仕組みとなっていない。

### <利用開始時の評価>

- 行動障害を伴う重度障害者がサービスを利用開始する際、こだわりやパニックの兆候、感覚の特異性等について、丁寧にアセスメントをし、人員や施設環境を整備する必要があり、事業所の受入準備等に係る対応の負担が大きい。
- 現行の仕組みでは、受入開始から90日以内の期間について、1日につき700単位を算定可能となっている。
- 他方、適切な支援を行うことにより当該利用者の状態が段階的に落ち着く傾向があり、例えば、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」における新規入所者については、原則として入所期間を2年としている。

# 【論点】 重度障害者支援加算の見直しについて（2）

## 論 点

＜障害者支援施設が実施する生活介護に通所する利用者への支援＞

- 障害者支援施設が実施する生活介護を通所で利用している方に対して、重度障害者支援加算の要件を満たす支援を行った場合の評価について検討する必要があるのではないか。

＜利用開始時の評価＞

- 利用の受け入れ時の濃厚なアセスメント等についての評価を検討する必要があるのではないか。

## 検討の方向性

＜障害者支援施設が実施する生活介護に通所する利用者への支援＞

- 障害者支援施設が実施する生活介護を通所で利用している方に対し、支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合に加算を算定できるようにしてはどうか。

＜利用開始時の評価＞

- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園などの取組を参考にしながら、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適用するためのアセスメント期間等を一定程度見直し、加算算定期間の延長を検討してはどうか。
- 加算算定期間を延長した場合には、財政影響も考慮しつつ、単価について一定の見直しを行ってはどうか。

# 生活介護に係る報酬・基準について

## 生活介護に係る論点

論点 1 常勤看護職員等配置加算の拡充について

論点 2 重症心身障害者への支援に対する評価について

# 【論点1】常勤看護職員等配置加算の拡充について

## 現状・課題

- 常勤看護職員等配置加算については、平成30年度報酬改定において、「看護職員を常勤換算で2人以上」配置している場合であって、特定の医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合に評価する区分を創設。
- 生活介護は、障害支援区分5以上の利用者が70%以上を占めており、重度障害者への支援を中心に行っているが、医療的ケアを必要とする利用者の受入状況を見ると広く幅があり、また、既に看護職員を常勤換算で3人以上配置している事業所も一定数存在。

## 論点

- 看護職員の配置状況等の実態を踏まえ、3人以上配置している事業所を評価する必要性があるか。
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）の算定要件となっている医療的ケアを必要とする利用者について、医療的ケア児の判定基準の見直し案を踏まえた対応を検討する必要があるか。

## 検討の方向性

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）（仮称）として、常勤看護職員を3人以上配置している事業所を評価することとしてはどうか。
  - 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）については、医療的ケア児の判定基準の見直し案や判定基準案のスコアを活用し、一定の要件を満たす利用者を受け入れた場合に算定可能としてはどうか。
- ※ 基本報酬については、障害福祉サービス等経営実態調査の結果を踏まえて検討。

# 【論点2】重症心身障害者への支援に対する評価について

## 現状・課題

- 生活介護においては、重症心身障害者の「受け入れは難しい」とする事業所は75.2%となっており、重症心身障害者の地域生活を支えるために十分な受け皿の確保を進めていくことが必要。
- 関係団体ヒアリングでは、障害児通所サービスの「主たる利用者が重心」類型で事業展開している例を挙げ、重症心身障害者に特化した報酬単価の創設について要望がある。

## 論点

- 重症心身障害者への支援について、特別な評価を行う必要があるか。

## 検討の方向性

- 生活介護は障害支援区別に報酬単価を設定しており、重症心身障害者に限って特別な報酬単価を設定することは、他の障害特性との整合性をとれないのではないか。
- 手厚い職員体制の評価については、既に人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算が設けられているが、重症心身障害者の支援に当たっては、これら加算の算定要件以上に手厚い体制を整える必要があると考えられる。そのため、重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乘せする形で評価する仕組みを検討してはどうか。

## 療養介護に係る論点

論点 療養介護の対象者要件の明文化について

# 【論点】療養介護の対象者要件の明文化について（1）

## 現状・課題

- 療養介護の対象者は、障害者総合支援法及び同法施行規則において「機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。」と規定されている。
- 報酬告示上では、療養介護の報酬（療養介護サービス費Ⅰ～Ⅳ）を算定できる対象として、以下の3類型が定められている。
  - （1）筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているものであって、障害支援区分が区分6の者
  - （2）筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上の者
  - （3）平成24年3月31日において改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児入所施設に入所した者又は改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入所した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する（1）及び（2）以外の者
- また、療養介護の報酬（療養介護サービス費Ⅴ）を算定できる対象として、次に該当する者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までにいずれも該当しない者（経過措置利用者）が定められている。
  - ア 平成18年9月30日において改正前の知的障害児施設等（知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、指定医療機関）に入所・入院していた者であって、同年10月1日以降、継続して療養介護を利用する者、又は知的障害児施設等を退所・退院した後に療養介護を利用する者。
  - イ 平成24年3月31日に知的障害児施設等に入所・入院していた者のうち、同年4月1日以降、継続して療養介護を利用する者、又は障害児入所施設等を退所・退院した後に療養介護を利用する者。
- 一方、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害がある者等、上記の療養介護の対象に該当しないものの、障害者支援施設での受け入れが困難な者が現実に生じており、そうした者に療養介護を提供しなければ福祉を損なう状況にある場合は、上記の報酬の算定対象者には該当しないものの、運用上、算定対象として個別判断で認めてきた例がある。

# 【論点】療養介護の対象者要件の明文化について（2）

## 論 点

- 医療的ケアが必要で強度行動障害を有する者など障害者支援施設での受け入れが困難な者について、運用上、個別判断で算定対象とした例がある経緯も踏まえ、療養介護の対象者を改めて明文化することについてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 療養介護の対象者は、障害者総合支援法及び同法施行規則において「機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。」と規定されていることを踏まえ、5ページに記載の（1）（＝人工呼吸器装着・区分6）及び（2）（＝筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者・区分5以上）に準ずる者（例：高度な医学的管理が必要である者であって、強度行動障害や遷延性意識障害等により常時介護を要する者）についても対象として明文化してはどうか。
- 療養介護の対象者の要件は、医療型短期入所において準用されているため、あわせて検討してはどうか。

# 短期入所に係る報酬・基準について

## 短期入所に係る論点

論点 1 医療的ケア児者の受入体制の強化

論点 2 日中活動支援の充実

# 【論点1】医療的ケア児者の受入体制の強化について

## 現状・課題

- 平成30年度報酬改定において、福祉型強化短期入所サービスを創設するとともに、医療型短期入所サービス費の基本報酬引上げを実施しているが、医療型短期入所事業所及び地方自治体に対する調査結果によれば、いずれも地域において医療型短期入所事業所が充足していないと感じていることから、引き続き医療型短期入所事業所の整備促進を図る必要がある。
- 利用者の状態によっては、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を要する場合等、報酬上は現在の医療型短期入所の対象に該当しないが、福祉型（強化）短期入所事業所では支援が困難な場合があるとの指摘がある。その場合、医療型短期入所事業所が支援を実施することとなるが、現行では、報酬単価の低い福祉型（強化）短期入所サービス費を請求せざるを得ない状況にある。
- 団体ヒアリングでは、医療型短期入所基本報酬の引上げや医療依存度の高い利用者に対する支援の強化・充実として、加算による評価が必要といった意見があった。

## 論点

- 医療型短期入所事業所の整備促進を図る上で、どのような対応が考えられるか。

## 検討の方向性

- 特別重度支援加算の算定要件や単価について、見直しを検討してはどうか。  
※ 基本報酬については、障害福祉サービス等経営実態調査の結果を踏まえて検討。
- 医療型短期入所の対象者について、療養介護の方向性を踏まえて対応を検討してはどうか。

## 【論点2】日中活動支援の充実について

### 現状・課題

- 短期入所では、利用者の成長発達や健康増進に向けた専門職員の配置は施設要件になっておらず、短期入所事業所が、利用者の日中活動を支援した場合であっても、報酬上評価していない。
- 利用者の「日中活動」に対する満足度に対するアンケート調査の結果によると、4割弱の利用者が満足していない状況にある。

### 論 点

- 短期入所は、入浴、排せつ及び食事の介助その他の必要な支援を行うサービスであるが、利用者の成長や発達等の観点からも日中活動の充実を図る必要があるか。
- 短期入所は恒常的に利用するサービスではなく、継続的な支援方針を立てることが難しいと考えられるが、日中活動を評価する場合にどのような方法が考えられるか。

### 検討の方向性

- 発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価することとしてはどうか。
- また、日中活動に係る支援計画の作成に当たっては、他サービスにおける個別支援計画の作成を参考とし、それに準じた対応を要件としてはどうか。

# 計画相談支援・障害児相談支援に係る報酬・基準について

## 計画相談支援・障害児相談支援に係る論点

- 論点 1 基本報酬及び特定事業所加算の見直しについて
- 論点 2 相談支援業務の評価及び事務負担の軽減について
- 論点 3 モニタリングの標準実施期間とモニタリング頻度の決定について

# 【論点1】基本報酬及び特定事業所加算の見直しについて（1）

## 現状・課題

- 計画相談支援は、利用者の生活全般にわたり長期的継続的に影響を及ぼすサービスであるほか、市町村が行う障害福祉サービスの支給決定時に勘案されるサービス等利用計画案を作成するなど、特に高い中立・公正性が求められるサービスである。
- そのため、人材養成と地域の体制整備による質の高いサービス提供が要請されており、これまでも事業所内研修等の取組や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加について特定事業所加算として報酬上評価し、取組を推進してきたところ。
- 平成30年度報酬改定の趣旨は、各種加算の取得が促進されることで、独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで、各地域で相談支援体制の充実を図ることであり、そのため、以下の改定を行った。
  - ・改定前の特定事業所加算（Ⅲ）の要件（常勤専従職員3人配置等）を緩和した特定事業所加算（Ⅳ）や、更に充実した体制を評価する特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を創設。
    - ※（Ⅱ）、（Ⅳ）については、令和3年3月までの経過措置
  - ・同時に、基本報酬については、業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、一定程度引き下げ。
- 現在の相談支援事業所の状況については、
  - ・相談支援専門員の配置は、平均2.2人で前回改定（2.3人）から増加せず、常勤専従職員配置なしの事業所割合は増加している。
  - ・経営状況は、令和元年度に実施した障害福祉サービス等経営概況調査においては、収支差率が△2.0%であった。
- 現状、特定事業所加算算定事業所の割合は、（Ⅰ）1%、（Ⅱ）4%、（Ⅲ）4%、（Ⅳ）9%となっており、（Ⅰ）から（Ⅳ）を併せても18%と低い状況である。（介護の居宅介護支援事業所の特定事業所加算取得率は約30%）
- 特定事業所加算を算定しない理由は、算定要件を満たすことが困難との理由が最も多い。満たすことが難しい算定要件は、一定数の人員配置と24時間連絡体制の確保であり、過去の調査と同様の傾向であった。

## 【論点 1】基本報酬及び特定事業所加算の見直しについて（2）

### 現状・課題

- また、関係団体ヒアリングにおいて、以下の意見があった。
  - ・ 事業が安定的に実施できるよう基本報酬等を充実すること。
  - ・ 現状では加算により評価をしている業務を含む支援を評価する増額された基本報酬を創設すること。
  - ・ 特定事業所加算Ⅱ及びⅣについては、令和3年3月までの期間に限るものとしたが、延長すること。
  - ・ 地域毎に複数の相談支援事業所が協働して運営する形態を条件付きで認め、併せてそのような事業所には体制に依りて現行の特定事業所加算が算定出来る仕組みを創設すべき。
  - ・ カバーする範囲が広く体制が十分ではない地方部の状況を考慮しつつ、体制の充実を図っていただきたい。

### 論 点

- 人材養成と地域の体制整備による質の高いサービス提供促進の観点から、どのような対応が考えられるか。
- 現行の特定事業所加算について、以下の点について検討してはどうか。
  - ① 特定事業所加算のあり方の見直し
  - ② 特定事業所加算ⅡとⅣの経過措置の取扱い
  - ③ 人員配置要件及び24時間連絡体制の確保要件の評価
  - ④ 主任相談支援専門員の配置に対する評価

# 【論点1】基本報酬及び特定事業所加算の見直しについて（3）

## 検討の方向性

- 現行の特定事業所加算が求める常勤専従の相談支援専門員の配置や24時間の連絡体制の確保、新規職員への同行研修、事例検討等の要件は、質の高い相談支援の提供の根幹をなすものであり、こうした体制の確保を更に推進する観点から、以下の見直しを行うこととしてはどうか。
- 特定事業所加算については、相談支援事業所の経営実態や人材確保の困難性を踏まえ、
  - ・ 令和3年3月までとされていた特定事業所加算ⅡとⅣを含め、段階別の基本報酬へ位置付けることで継続的に評価するとともに、
  - ・ 現行の特定事業所加算Ⅳでは、常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置すること等を要件としているが、2人のうち1人以上が常勤専従であることを要件とした報酬の区分を新たに設定し、常勤専従配置のない事業所に対して、常勤専従職員の配置を促すこととしてはどうか。
- なお、基本報酬の単価については、経営実態調査の結果も踏まえて、検討してはどうか。
- また、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組を評価することとし、その要件として、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととするとともに、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認めることとしてはどうか。
- 主任相談支援専門員については、その期待される役割を踏まえ、基本報酬のどの類型においても（常勤の相談支援専門員の人数にかかわらず）、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置した場合、評価を行うこととしてはどうか。

## 【論点2】 相談支援業務の評価及び事務負担の軽減について（1）

### 現状・課題

- 現行の報酬体系で基本報酬の対象となるのは「サービス利用支援」又は「継続サービス利用支援」を提供した場合であり、「サービス利用支援」については、申請したサービスの支給決定を受けた際に算定可能となっており、「継続サービス利用支援」については、市町村が必要と認めた期間毎（3ヶ月や6ヶ月等）に算定可能となっている。
- 平成30年度報酬改定では、サービス利用開始時の業務の手間を評価するための初回加算や、関係機関との連携した支援を評価するための加算（入院時情報連携加算等の各種加算）を創設したところであるが、算定している事業所の割合はいずれも5%未満となっている。
- 加算を算定しない理由としては、「利用者が関係機関を利用することが無かった」、「届出事務が煩雑」、「コストが報酬を上回る」などであった。
- なお、関係団体ヒアリングにおいて、以下の意見があった。
  - ・ サービス利用開始前、終了後の支援を評価して欲しい。
  - ・ 生活に関わるケアマネジメントの質を向上させるため、相談支援専門員が対応すべき直接的な支援への評価が必要。
  - ・ サービスに繋げていくための支援やサービスに繋がった後、継続して利用していくための支援への評価が必要。
  - ・ 告示等で示されている以上に事業者負担となる書類を求めないよう、市町村に周知して欲しい。

## 【論点2】 相談支援業務の評価及び事務負担の軽減について（2）

### 論 点

- 計画決定月又はモニタリング対象月以外の業務について、一定の要件を満たす相談支援を提供した場合の業務の報酬上の評価を行うべきか。行うとしたら、どのような形がよいか。
- 相談支援事業所が加算を算定するために必要な事務負担の軽減について、どのように考えるか。

### 検討の方向性

- 計画決定月又はモニタリング対象月以外の業務についても、以下の要件を満たす業務を行った場合については、報酬上の評価を検討してはどうか。
  - ① 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援（※1）の提供を行った場合（初回加算に、当該相談支援の提供に必要な報酬に相当する額を加えた額を算定可能とする）。
    - ※1）契約締結日を含む月以後、サービス等利用計画案提出月までの一定期間を要した場合であって、月2回以上の面接や同行等の対面による相談に応じた場合を想定。
  - ② サービス利用中であって、モニタリング対象月以外の月に一定の要件（※2）を満たす支援を行った場合。
    - ※2）①障害福祉サービス等の利用調整に関連して、利用者の求めに応じ、自宅への訪問による面接を当該月に2回以上行った場合、②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等の参加するサービス担当者会議を開催した場合（モニタリング月以外）、③障害福祉サービス等の利用調整に関連して、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、地方自治体からの求めに応じ、当該機関の主催するカンファレンス・会議へ参加した場合を想定。
  - ③ サービス終了前後に、一定の要件（※3）に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合。
    - ※3）介護保険の居宅介護支援事業者等への引き継ぎに一定期間を要する者、又は、進学、就職等に伴い障害福祉サービス等の利用を終了する者であって、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、企業、障害者就業・生活支援センターとの引き継ぎに一定期間を要する者に対し、以下のいずれかの業務を行った月であることを想定。
      - a. 当該月に2回以上、自宅等を訪問することにより面談を実施した場合。
      - b. 他機関の招集する当該利用者に係る個別のケア会議に参加した場合。
      - c. 他機関との連携にあたり、連携機関の求める情報提供を書面により行った場合（この目的のために作成した文書に限る）。
- 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令に定める記録にその内容を含めて作成、保管することとしてはどうか。

## 【論点3】モニタリングの実施標準期間とモニタリング頻度の決定について（1）

### 現状・課題

- モニタリングの実施標準期間は、本人の状態や利用するサービス種別によって規定されており、平成30年度報酬改定では、支援の必要性の観点からモニタリング頻度を高めることが適当と考えられるものについて、実施標準期間を短縮する見直しを行った。
- 実際のモニタリング頻度については、本人の状況等やサービス等利用計画案、標準実施期間を勘案し、利用者の個別の状況に応じて市町村が決定するものとされている。
- また、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（平成27年2月12日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）」において、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上、実施する旨の指摘がなされている。
- 医療観察法対象者、矯正施設退所者など属性や状態像によって、業務量をはじめ従業者の負担が多いこと等を踏まえた報酬上の評価や標準期間の短縮を求める声がある。
- 一方で、関係団体ヒアリングにおいて、以下の意見があった。
  - ・モニタリング標準実施期間を改定してはどうか。
  - ・モニタリング頻度について、国からの例示をそのまま硬直的に適用している市町村がある。

### 論点

- 利用者の生活の維持・向上のため適切なモニタリング頻度を担保するためにはどのような方策があるか。

## 【論点3】モニタリングの実施標準期間とモニタリング頻度の決定について（2）

### 検討の方向性

- 適切なモニタリング頻度を担保するために、以下のとおり対応してはどうか。
  - ① 利用者の個別性も踏まえて、モニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知徹底。
  - ② モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示。
  - ③ 論点2で示した継続サービス利用支援の提供月（モニタリング月）ではない月における一定の要件を満たす支援を実施した場合の報酬上の評価は、計画相談支援の円滑な実施に必要な臨時的な支援に係るものであり、頻回に算定される利用者については、支援の検証を行い、モニタリング頻度を改めて検討する必要があることを明示。
- モニタリング頻度の適切性をはじめとした支援の検証を実施することが重要であることや、市町村がその場を基幹相談支援センター等を活用しながら設定することが重要であること、その取組について第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針においても示していることを改めて周知徹底してはどうか。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進について

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に係る論点

【再掲】 論点 1 夜間の緊急訪問・電話相談の評価（自立生活援助に係る報酬上の評価）

【再掲】 論点 2 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実（短期入所、訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援に係る報酬上の評価）

【再掲】 論点 3 地域移行実績の評価（地域移行支援に係る報酬上の評価）

論点 4 可能な限り早期の地域移行支援（地域移行支援に係る報酬上の評価）

論点 5 医療と福祉の連携の促進（自立生活援助、地域定着支援に係る報酬上の評価）

論点 6 居住支援協議会及び居住支援法人と福祉の連携の促進（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助に係る報酬上の評価）

# (再掲) 【論点1】 夜間の緊急訪問・電話相談の評価

※障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第14回）資料3より一部改変

## 現状・課題

- 現行報酬上、対象者の状況等により夜間の緊急訪問や電話相談を行う場合があるが、現行報酬上の評価をしていない。
- 関係団体ヒアリングにおいては、夜間における緊急訪問や電話相談が生じた場合等についても適切に評価するよう要望がでている。

## 論点

- 自立生活援助の業務の適切な評価の観点から、夜間の緊急訪問・電話相談の評価についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 自立生活援助は、基本的なサービスである随時の訪問や電話相談は基本報酬において評価しているところであるが、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急訪問や電話相談については、地域定着支援の緊急時支援費を参考に、加算で評価してはどうか。

<参考>自立生活援助  
同行支援加算 500単位/月（外出を伴う支援を行った場合）

<参考>地域定着支援の緊急時支援費  
・緊急時支援費（Ⅰ） 711単位/日（利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定）  
・緊急時支援費（Ⅱ） 94単位/日（深夜（午後10時から午前6時）における電話相談援助）

# (再掲) 【論点2】 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

## 現状・課題

※障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第14回）資料5より

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 前回報酬改定においては、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、①相談支援機能の強化、②緊急時の受入れ・対応の機能の強化、③体験の機会・場の機能の強化、④専門的人材の養成・確保等について報酬の充実を行った。
- 平成31年4月時点の調査では、令和2年度末時点で約1,400市町村で整備予定であるものの、一部市町村での整備が未定となっている。また、整備に当たっての課題として、障害者が在宅で生活する上での緊急時の対応についての体制整備が課題との声が多くあった。
- 第6期障害福祉計画に係る基本指針においては、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実」を図ることを掲げており、地域生活支援拠点の整備や機能の充実を図っていくことが必要。

## 論 点

- 地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図る観点から、地域生活支援拠点等として、在宅の障害者の緊急時の短期入所の受入れや訪問対応を行う事業所の報酬について、どう考えるか。

## 検討の方向性

- 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援事業所について、地域生活支援拠点等としての役割を評価し、一定額の加算を検討してはどうか。
- 特に、短期入所事業所については、緊急時の受け入れ先を十分に確保する観点から、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所におけるサービスについて、緊急対応した場合に限らず一定額を加算する方向で検討してはどうか。

# (再掲) 【論点3】 地域移行実績の評価

※障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第14回）資料3より

## 現状・課題

- 地域移行支援は入所施設や精神科医療機関等から地域生活への移行を支援するサービスであり、障害者の地域移行を推進する観点から更に取組を進めていく必要がある。
- 平成30年度報酬改定では、前年度に1人以上の地域移行があった事業所に対する報酬を新たに設定したところであるが、団体ヒアリングにおいて、地域移行実績が複数人以上の事業所に対する更なる評価について要望がでていいる。
  - ・ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059単位/月（社会福祉士、精神保健福祉士等の配置及び前年度1人以上の地域移行実績）
  - ・ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347単位/月（上記以外）

## 論点

- 地域移行支援の取組の推進や地域移行に向けたインセンティブを高めるため、地域移行実績の更なる評価についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 前年度の地域移行実績が特に高いと認められる事業所について、更なる評価を検討してはどうか。

<参考1> 平成29年度地域移行支援事業所の地域移行者数（実績）

地域移行者数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
事業所数	293	128	51	22	11	6	3	4	2	2	1	0	0	1
割合	55.9	24.4	9.7	4.2	2.1	1.1	0.6	0.8	0.4	0.4	0.2	0.0	0.0	0.2

<参考2> 地域移行支援サービス費の請求事業所数の状況

⇒ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）の割合は増加  
 (H30.4) 44.5% (H31.4) 50.5% (R2.4) 60.3%

	H30.4	H31.4	R2.4
イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）	142	188	161
ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）	177	184	106
	319	372	267

注：平成29年度中に1か月でも地域移行支援のサービス提供実績がある事業所における地域移行者数の実績である

出典：平成30年度厚生労働科学研究「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービス実態把握に関する調査」

# 【論点4】可能な限り早期の地域移行支援

## 現状・課題

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年3月7日厚生労働省告示第65号）の基本的な方向性として、「入院期間が長期化した場合、精神障害者の社会復帰が難しくなる傾向があることを踏まえ、入院期間が1年未満で退院できるよう、精神障害者の退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための体制を確保する。」と示されている。
- 上記の観点から第6期障害福祉計画においても、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率について、目標値を定めることとされている。
- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成29年2月8日）において、早期の退院に結びつけるとともに、地域生活へ移行した際、必要な医療等による支援が途切れ、症状が再発することにより、地域で生活することが困難になることを防ぐ必要があることが指摘されている。

## 論点

- 入院後早期における地域移行支援及び地域移行の実績の評価についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 地域移行支援では退院・退所月加算により、退院・退所等をする月において地域生活への移行に向けた集中的な支援を実施し、当該月に退院・退所した場合が評価されているところ、精神障害者等に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年以内に退院・退所する場合には、更に加算で評価してはどうか。

<参考>地域移行支援の集中支援加算

集中支援加算 500単位/月（利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合）

<参考>地域移行支援の退院・退所月加算

退院・退所月加算 2,700単位/月（精神科病院等から退院・退所等をする日が属する月）に、地域移行支援を行った場合）

# 【論点5】医療と福祉の連携の促進

## 現状・課題

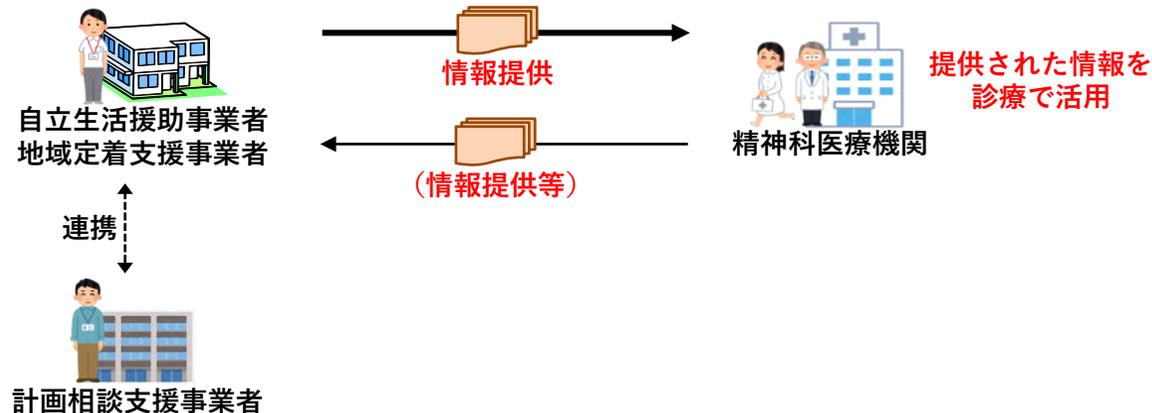
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。
- 精神障害者の危機等に適切に対応できるよう、自立生活援助事業者や地域定着支援事業者と精神科医療機関とが、日常生活を維持する上で必要な情報について連携することが求められているが、現行報酬上、評価されていない。
- 関係団体ヒアリングにおいては、医療機関で行われていたケアが地域移行後も継続されるよう、地域の医療・福祉・介護と緊密に連携し、切れ目のない支援を行うことを適切に評価するよう要望がでている。

## 論点

- 保健医療福祉等の日常生活を維持する上で必要な情報の連携の更なる推進を図る観点から、自立生活援助事業者や地域定着支援事業者と精神科医療機関との情報連携についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 自立生活援助事業者及び地域定着支援事業者において、日常生活を維持する上で必要な情報を精神科医療機関に対して情報提供した場合を、加算で評価してはどうか。その際、計画相談支援事業者との共同に留意することとしてはどうか。



# 【論点6】 居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進

## 現状・課題

- 入院している患者の退院先の希望は、「自宅もしくは賃貸住宅（アパート）などで家族との同居」が最多である。自宅もしくはアパートなどでのひとり暮らしの希望は「入院前に住んでいた自宅もしくはアパートなどでひとり暮らし」「賃貸アパートなどを新たに借りてのひとり暮らし」を合わせると約3割にのぼり、家族との同居に次いで多い。
- 精神科医療機関における特に困難な退院支援業務等として「居住の場の検討と居住先の確保」が最も多い。
- 住宅確保要配慮者の入居に関しては賃貸人の約7割が障害者に対して拒否感があるとしている。また、入居制限をする理由としては、「家賃の支払いに対する不安」「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」「居室内での死亡事故等に対する不安」が上位となっている。
- 居住支援法人に関しては、約6割の法人に精神障害者への対応実績があり、最も得意とする対象者を精神障害者としている法人は、高齢者、生活保護受給者に次いで多い。

## 論点

- 精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会又は居住支援法人と地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者との連携体制についてどう考えるか。

## 検討の方向性

- 居住支援協議会や居住支援法人との連携により、地域移行支援における居住の場の検討と居住先の確保を促進するとともに、居住支援の充実を図ることにより安心して地域で暮らせる環境整備を推進するため、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が居住支援協議会や居住支援法人と、概ね月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有等をすることを評価してはどうか。
- 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者において、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等関係者による協議の場に対し、居住先の確保及び居住支援に係る課題を文書等により報告することを評価してはどうか。

<参考> 計画相談支援の入院時情報連携加算

入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/回（病院等に入院するに当たり、当該病院等の職員に必要な情報を面談以外の方法で提供した場合）

<参考> 計画相談支援の地域体制強化共同支援加算

地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（地域生活支援拠点等であって、福祉サービス等を提供する3者以上の事業者と共同して、在宅療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対してその内容を報告した場合）

# ピアサポートの専門性の評価（横断的事項）について

---

## ピアサポートに係る論点

論点 ピアサポートの専門性の評価について

# 【論点】ピアサポートの専門性の評価について（1）

## 現状・課題

- ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うものである。
- 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（平成27年12月社会保障審議会障害者部会報告書）」において、「地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートについて、その質を確保するため、ピアサポートを担う人材を養成する研修を含め、必要な支援を行うべきである。」とされ、平成28年に成立した改正障害者総合支援法の附帯決議においても、「ピアサポートの活用等の取組を一層推進すること」とされたところである。
- また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者の責務として、障害福祉サービスや指定相談支援を「常に障害者等の立場に立って効果的に行うよう努めなければならない」とされている。

（参考）障害者総合支援法

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

※指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は同法第五十一条の二十二、指定障害児相談支援事業者は児童福祉法第二十四条の三十第1項に同様の規定あり

- このような状況を踏まえ、厚生労働科学研究等における検討を踏まえ、令和2年度に、ピアサポーターの養成や管理者等がピアサポーターへの配慮や活用方法を習得する「障害者ピアサポート研修事業」を創設し、地域生活支援事業費等補助金による国庫補助対象としたところである。
- 関係団体ヒアリングにおいて、ピアサポートの専門性の活用を図るため、報酬上の評価をすべきとの要望があった。

## 論 点

- ピアサポートの専門性について、報酬上の評価を行うことについてどう考えるか。その場合、対象となるサービス類型や算定要件等についてどう考えるか。

# 【論点】ピアサポートの専門性の評価について（2）

## 検討の方向性

（対象となるサービス類型）

- ピアサポートの専門性について、利用者と同一目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消など、特に利用者に対する支援の効果が高いと考えられる以下のサービスについて、加算により評価することを検討してはどうか。

その他のサービス類型については、引き続きその効果を検証していくこととしてはどうか。

＜対象となるサービス（案）＞

地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援

（加算要件）

- 加算については、以下のすべての要件を満たす場合に算定する方向で検討してはどうか。
  - ① ピアサポートの専門性の確保の観点から、事業所において直接的にサービスを提供する障害当事者である職員が「障害者ピアサポート研修」のうち「基礎研修」及び「専門研修」を修了していること
  - ② ピアサポートの適切な活用及び配慮の観点から、事業所の管理者又は障害当事者以外のサービスを提供する職員が「障害者ピアサポート研修」のうち「基礎研修」及び「専門研修」を修了していること
  - ③ 事業所全体の支援の質の向上を図る観点から、研修を修了した障害当事者である職員や管理者等が、事業所内の他の職員に対する研修の実施等を行うことにより、事業所全体として障害者の立場に立った効果的な支援につなげること

（加算額等）

- 加算額については、他の研修による加算と同様に、事業所に対する体制加算とするとともに、計画相談支援の精神障害者支援体制加算等の35単位/月を参考に検討してはどうか。

（参考）資格保有者や研修修了者等の配置に係る加算例

＜計画相談支援＞

- 精神障害者支援体制加算35単位/月

地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合

- 行動障害支援体制加算 35単位/月

強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合

- 要医療児者支援体制加算 35単位/月

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合